

●補助対象について

Q 新たに購入したLED照明や冷蔵庫は、補助対象になりますか？

A 補助対象ではありません。既存の照明（LED照明を除く）や既存の冷蔵庫（平成27年（2015年）以前に製造されたもの）からの買換えが補助対象となります。

Q 市外の店舗でLED照明を購入したのですが、補助対象になりますか？

A 補助対象ではありません。市内の事業所から購入したLED照明に限ります。

Q 市外在住で佐久市に転入を予定していますが、補助対象になりますか？

A 転入後に購入した場合に対象となります。

Q LED照明、冷蔵庫及びエアコンは、いつ購入したものが補助対象になりますか？

A 原則として令和8年4月1日以降に購入した製品が対象です。

ただし、令和8年3月31日以前に購入した場合でも、販売店の都合による配送遅延等の理由で設置日が令和8年4月1日以降となったものは、特例として対象となる場合があります。その場合は、配送遅延等が確認できる書類（納期回答書や配送伝票の写しなど）を併せて提出してください。

Q LED照明、冷蔵庫、エアコンをそれぞれ申請する場合、補助の対象となりますか？

A 補助の対象となります。ただし、同一世帯で同一の対象製品を申請することはできません。例えば、同一世帯でLED照明と冷蔵庫及びエアコンの申請は可ですが、LED照明を2回申請することや、冷蔵庫やエアコンを2回申請することは、不可となります。

Q LED照明を市内に本店のある事業所とそれ以外の市内の事業所で購入しました。補助率や補助限度額はどのようになりますか？

A 補助率は、それぞれの事業所区分に応じた率で算出します。ただし、この場合の補助限度額は、2千円となります。

Q 店舗付き住宅の店舗部分の照明であっても、補助の対象となりますか？

A 補助対象ではありません。住宅部分が補助の対象となります。

Q 国の補助金も受ける場合、補助の対象となりますか？

A 補助対象です。ただし、国や県その他の団体の補助金を受けた場合、補助対象経費の額から当該補助制度で受ける補助金額を控除します。

Q 各種商品券やポイントを利用する場合、補助金は減額されますか？

A 補助対象経費は、冷蔵庫等の「本体価格」です。この「本体価格」とは、「本体価格から値

引きやポイントの利用のあった後の価格」ではなく、「ポイント利用前の本体価格」に補助率を掛けて補助金額を決定します。

●書類提出の期間・方法について

Q 書類の様式は、どこにありますか？

A 佐久市役所環境政策課または各支所経済建設環境係の窓口にあります。また、佐久市ホームページに様式等を掲載していますので、ご利用ください。

Q 申請書兼実績報告書の提出の期限はありますか？

A LED 照明、冷蔵庫及びエアコンの申請書兼実績報告書の提出期限は、令和9年3月31日です。
ただし、予算が無くなり次第、受付を終了しますので予めご了承ください。

Q 書類の提出は郵送でも可能ですか？

A 郵送でも受け付けています。(令和9年3月31日までの消印有効)
郵送の場合には、配達記録の利用や電話にて書類の到着をご確認いただくなど、書類が確実に届くようにしてください。
また、書類記載内容に誤りがある場合には受付できないこともありますので、ご注意ください。その場合には、ご連絡いたします。(訂正が必要な場合でも書類の返送は致しません。)

Q 書類へ記入する際に、間違って記入してしまったのですが…

A 訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引き、余白に訂正内容を記入してください。修正液や修正テープは使用しないでください。
なお、請求書の金額部分と口座番号は訂正出来ません。

Q 書類の提出先はどこですか？

A 下記に提出してください。郵送可能です。

〒385-8501 佐久市中込3056 佐久市役所 環境政策課 宛 (本庁舎3階)
--

●申請書・申請額について

Q 補助金交付申請額は、いくらになりますか？

A LED 照明は、購入価格の4分の1以内、上限金額2千円になります。ただし、市内に本店のある事業所での購入の場合は、購入価格の2分の1以内、上限金額5千円になります。冷蔵庫及びエアコンは、購入価格の10分の1以内、上限金額1万円になります。ただし、市内に本店のある事業所での購入の場合は、購入価格の5分の1以内、上限金額3万円になります。

Q 申請書兼実績報告書提出時に必要な書類は何がありますか？

A 下記の全ての書類が必要になります。

1 購入を証明する書類

・対象製品を購入した際の領収書またはレシートの写し（購入日、店印、購入金額が確認できるもの。領収書は但し書き必須）

2 製品の性能・状態を証明する書類

・対象製品の消費電力（及び省エネ基準達成率）が確認できるカタログ等の写し
・未使用品であることが分かる書類等の写し（メーカー保証書の写しなど）

3 写真および処分を証明する書類

・買換え前の製品の設置状況がわかる写真
・買換え前の製品の製造年・型番がわかる写真（本体ラベル部分など）
・新しく購入した製品の設置状況がわかる写真
・（エアコン及び冷蔵庫）家電リサイクル券（排出者控え）の写し
（特定家庭用機器廃棄物管理票）

Q 市の補助金交付決定には申請からどの程度かかりますか？

A 申請内容等の審査を行うため、概ね20日程度かかります。
書類に不備等がある場合には、申請書に記載された連絡先へご連絡します。

●申請・お支払いについて（一括申請方式）

Q 請求書（振込先情報の提出）はいつ提出すればよいですか？

A 今回の制度では、「申請書兼実績報告書」の提出時に、振込先口座情報も一緒に記入していただきます。従来のように、市からの通知を待ってから別途「請求書」を提出する必要はありません。設置完了後、すみやかに申請してください。

Q 振込先に申請者以外の名義（家族の口座など）を指定できますか？

A 補助金の振込先は、原則として申請者ご本人名義の口座に限ります。
ただし、やむを得ない事情によりご本人名義の口座が使用できない場合は、個別に対応を検討いたします。申請前に、まずは事務局までご相談ください。

Q 申請してから口座に入金されるまでに、どのくらいかかりますか？

A 市が申請書を受理してから、内容の審査・決定までに20日程度お時間をいただきます。
その後、審査を通過された方へ「交付決定通知書」を発送し、通知の発送から1か月程度で指定の口座へ入金いたします。
（※書類に不備がある場合や、申請が集中する時期は、さらにお時間をいただくことがあります）